＜市広報　令和８年 11 月号＞

守口市 消費生活センター くらしナビ

美容医療のトラブルが増えています

【事例１】『目のたるみ改善施術５万６千円』という広告に興味を持ち、話を聞くだけのつもりで無料カウンセリングを予約。カウンセラーから「今日契約したら、モニター価格で割引する」、さらに「くまとりもした方がよい」と別の施術も勧められて、最終的に２５万円の契約をしてしまった。支払が困難なので解約したい。

【事例２】ネットで脂肪吸引の施術をするクリニックを見つけて相談に行った。「副作用は術後少し腫れる程度」などと説明され、リスクを十分に理解しないまま施術を受けることになった。術後しばらくして腫れは収まったが、吸引した箇所が凸凹になってしまった。

【アドバイス】

▼広告をうのみにせず自身で情報を集めましょう

厚生労働省などの公的機関から発信されている注意情報をインターネットなどで確認しましょう。

⇒厚生労働省**「その美容医療、ちょっと待って！」**のサイトなど

▼即日契約は避けましょう

美容医療は緊急性がありません。即日契約を条件に割引価格を提案されてもその場で判断せず、いったん帰宅して慎重に検討しましょう。

▼施術のリスクについて理解しましょう

リスク（副作用、合併症・後遺症の有無など）について納得するまでしっかりと医師に説明を求めましょう。

▼他の方法や選択肢はないのかを検討しましょう

一人の医師の勧める方法が最善とは限りません。他の施術方法やセカンドオピニオンも検討しましょう。

▼支払方法、解約条件などを確認しましょう

▼最後にもう一度本当に施術が必要かどうかをよく考えましょう

必ずしも希望通りの効果があるとは限りません。施術後は気に入らなくても元に戻せない場合もあります。

＊特定商取引法が定める一部の美容医療サービスは、期間が１か月を超え金額が５万円を超える場合、クーリング・オフや中途解約ができます。

相談専用電話　06-6998-3600
守口市消費生活センター（守口市役所内）
相談時間　午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
土・日曜・祝日の相談窓口は、
消費者ホットライン　１８８（局番なし）